

# 相続登記の義務化は 2024年4月1日から実施

**相続税の基礎控除**  
3,000万円+600万円  
×法定相続人数

## 個人版事業承継税制の創設

平成30年1月以降大幅な条件緩和で導入された中小企業の事業承継税制に準じて、個人版事業承継税制が令和元年分税制改正で創設され、この制度を受けた場合、個人の事業用資産(不動産貸付金を除く)にかかる贈与税・相続税は納税が猶予され最終的には免除。

## 相続税申告 不動産売却の申告

浩二税理士 社会保険  
士行政書士事務所  
千駄ヶ谷5-26-5-207  
03-3358-1495  
zeishinkoku.jp

## 相続 遺言 遺産分割 etc

注意を持ってサポートします  
護士 山中 聡将  
新麹町法律事務所  
(東京弁護士会)  
03-3234-0511 初回相談無料  
tp://shin-kojimachi.com  
田区麹町3-7-4 秩父屋ビル5階  
麹町駅 徒歩3分

相続申告は経験豊富な税理士が対応します。  
**藤崎税務会計事務所**  
税理士 藤崎 謙二  
<東京税理士会>  
中央区銀座1-16-5 銀座三田ビル2階  
**TEL 03-3538-0606**

江東区で相続・遺言のご相談なら  
当事務所にお任せください！  
司法書士 (東京司法書士会)  
**星野事務所**  
代表司法書士 星野勝彦  
江東区東陽2丁目4番34号  
東郷ビルWEST503号  
TEL 03-5633-7847  
東陽町駅 徒歩1分！ 無料相談受付中！

相続税申告・相続対策  
土日 対応可  
その他 税務相談  
税理士法人若宮会計  
荒川事務所  
代表社員 若宮 俊樹  
TEL 03-3895-5171  
荒川区 初回相談無料  
荒川6-37-2  
<東京税理士会> まずはお気軽にご連絡下さい

相続・遺産分割事件・後見事件  
**川端吉原法律事務所**  
代表  
パートナー 弁護士 川端 克俊 (東京弁護士会)  
TEL 03-5276-3115  
千代田区一番町8-15  
一番町MYビル6F  
初回相談30分無料 オンライン相談可 お気軽にご相談下さい

相続税・事業継承おまかせ下さい！！  
**伊藤 裕一 税理士事務所**  
東京税理士会  
日本FP協会AFP  
相続診断士  
相談 無料  
TEL 03-6261-2596  
千代田区飯田橋2-9-4-906  
Email support@ito-kaikai.net

転ばぬ先の杖  
もしもの時の遺言・相続対策  
税理士法人 **新日本筒木**  
理事長・税理士 筒木 勝  
税理士 三浦 修  
税理士・公認会計士 筒木 光  
税理士 吉田 和彦  
税理士 板倉 広弥  
(東京税理士会会員)  
〒169-0075 新宿区高田馬場2丁目14番26号 INOビル2階  
URL: http://www.23ok.jp TEL: 03-5272-6900

資産税に特化した提案型事務所です！  
未来を見据えた新提案を創造します  
税理士法人 **深代会計事務所**  
所長 花島 宣勝 (東京税理士会)  
TEL 03-3983-5424  
豊島区東池袋1-17-8 NBF池袋シティビル7F

# これで安心！ 相続・遺言

## 生前贈与大幅改正

(令和5年税制改正案から令和6年1月1日以降適用)

1. 暦年課税制度(一般的な贈与)
  - (1) 現行の生前贈与加算の対象は相続開始前3年以内であるところ、令和9年1月以降は加算対象期間が順次延長され、令和13年相続開始からは7年間の加算となります。
  - (2) 加算対象期間4〜7年の加算については総額で1000万円を控除した後で加算
2. 相続時精算課税制度(特例)
  - (1) 現行は特例控除2千500万円を超えた部分に課税されていたところ、各年分について別途100万円の基礎控除が設けられ、年間110万円までの相続時精算課税贈与は、相続財産に加算されないことになりました。
  - (2) 贈与で取得した土地・建物について相続開始前に災害を受けた場合、税務署長の承認のもと、被害額を控除した後で相続財産へ加算することができることとされ税負担が軽減されました。

## 贈与税の緩和(若年世代への有効活用)

- (1) 教育資金贈与非課税の特例  
(要件の一部を改正・適用期限 令和8年3月31日まで)  
祖父母等が孫等に将来の教育資金を一括で贈る場合、孫等一人あたり1千500万(学校以外への支払いは500万円)まで非課税。  
(注) もらった人が30才に達した年に税金に贈与税が課税されます。  
(申告は翌年2月1日から3月15日まで)
- (2) 受贈者の前年所得1千万円以下の方が対象  
① 23歳以上は、習い事は除外  
② 贈与者が死亡した場合、死亡時の残高が相続税の課税対象(遺産が5億円以下の場合で受贈者が23歳未満の場合は除く)  
③ 直系尊属からの贈与について税率構造が平成27年分以降緩和されました。
- (3) 相続時精算課税制度に平成27年分以降孫が追加されました。

## 小規模宅地等の特例緩和(減税)

- 「小規模宅地等の特例」とは相続税のために自宅や事業用の敷地などを手放さないですむよう申告期限まで(1)居住または事業継続と(2)保有継続などを条件に、居住用宅地や事業用宅地について、最大8割(貸付事業用宅地等は5割減)まで大幅な相続税の課税価格の減額が受けられる制度(特例)を万全に活用すれば大幅に節税できます。
- (1) 完全分離型の2世帯住宅等もOK(構造上の制限を緩和(建築物を区分登記しないことが要件)平成26年1月〜適用)
  - (2) 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合でも、以下の2つの条件を満たせば、元の住宅(空家等)敷地OK(平成26年1月〜適用)  
1. 被相続人が要介護認定等の事由で入居したものであること。  
2. 当該家屋が貸付等の用途に供されていなかったこと。
  - (3) 居住地の敷地面積拡大(平成27年1月〜適用)  
240平方メートル(330平方メートル(特定事業用宅地等)400平方メートル)の併用適用OK

## 譲渡所得の3千万円の特例控除を相続した空家に適用

被相続人の居住用家屋又は敷地を取得した相続人が、その家屋(昭和56年5月31日以前の建築に限る)について、耐震施工又は解体除却しその他一定の要件を満たして相続開始から3年目の年末までに売却した場合の3千万円特別控除については、令和6年1月以降(適用期限4年間)耐震施工・解体等の要件が緩和され、特例適用が従前より容易となりました。